

東京都立大学

オンライン授業実施ハンドブック

東京都立大学
教務課教務企画係

本学では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応として、授業開始日を5月11日(月)に延期することとし、学生及び教職員の健康と安全を考慮し、授業開始日以降、学内で対面形式の授業を行うことができるまでの期間は、原則としてすべての授業をオンラインで配信することを決定いたしました。

本ハンドブックは、オンラインで授業を実施するための基礎的な情報を記載しておりますので、必要に応じてご参考ください。

なお、本ハンドブックでは“オンライン授業”を以下のように定義しています。

- 同時双方向型授業・・・Zoomなどのテレビ会議システム等を利用した“同時”かつ“双方向”で実施される遠隔授業であり、学生はリアルタイムで授業に参加します。
- オンデマンド型授業・・・映像、音声、テキスト等を用いて作成されたオンライン教材がインターネットで配信される遠隔授業であり、学生は好きな時間に授業を受講できます。

※本ハンドブックは2020年4月9日時点の公開情報等をもとにまとめたものであり、今後、更新の可能性のあることにご留意ください。

目次

1. オンライン授業の実施について……………P2

オンライン授業の類系と要件についてまとめております。また、大学設置基準、著作権法を踏まえ、授業実施にあたり留意すべき事項についても記載しております。

2. 同時双方向型オンライン授業の実施方法……………P6

Zoom、kibacoを使用した同時双方向型授業の概要を記載しております。

3. オンライン授業づくりの留意点……………P9

4. 合理的配慮が必要な学生が履修している場合の対応について……P10

5. 参考……………P11

オンライン授業の実施にあたり参考となるURL及び本ハンドブック作成にあたり参考としたURLを記載しております。

1. オンライン授業の実施について

本学では、5月11日以降、**Zoom、kibaco** 等を利用した**同時双方向型のオンライン授業を実施していきます**。(必要に応じてオンデマンド型授業を併用することも可といたします。)

授業実施に関して、以下の点についてご準備をお願いします。

- 教室からでも授業が実施できる体制を整えますが、自宅等から授業を配信する場合は、動画配信が可能な通信環境とパソコン等をご用意ください。
- 学年暦の変更及びオンライン授業実施に伴い、必要に応じてシラバスの更新作業をしてください。
- 学生が授業開始前に授業内容を体験できるよう、授業ガイダンスを含む本来の初回授業の内容や学修課題を kibaco にアップロードしてください。

1.1. オンライン授業の種類、留意事項

(1)同時双方向型授業

【形態】

「同時」かつ「双方向」

【学生の履修場所】

授業を行う教室以外の**自宅等**

※教員は必ずしも授業を教室から行う必要はありません。

【留意事項】(平成10年3月31日文科部科学省通知より)

授業を実施するに当たっては、**面接授業に近い環境で行うことが必要であり、以下のような事項について配慮**する必要があります。

- ・ 授業中、**教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとり**を行うこと。
- ・ 学生の教員に対する**質問の機会を確保**すること。

(2)オンデマンド型授業

【形態】

「同時」又は「双方向」である必要は無い。

【学生の履修場所】

授業を行う教室以外の**自宅等**

【留意事項】

・ 当該授業を行う**教員若しくは指導補助者(TA等)**が当該授業の終了後**すみやかにインターネットその他の適切な方法**を利用することにより、**設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことが必要です。**

また、これらの指導は学期末などにまとめて行うのではなく、毎回の授業の実施において行う必要があります。

・ 当該授業に関する**学生の意見交換の機会の確保**が必要です。

具体的には kibaco の掲示板機能を活用し、学生がこれに書き込めるようにすること等が考えられます。または、この部分だけ Zoom 等を用いた同時双方向型の授業を行うこともできます。

・ 大学設置基準で示される学修に必要な時間に見合う授業資料の制作が必要です。

(1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容とする必要があります。)

1.2. 著作権法について

(1) 大学の授業に関する著作権法の一般事項

著作権法では、他人の著作物を複製や公衆送信等の方法によって利用する場合、原則として権利者に許諾を得る必要があると定められています。

しかし、著作権法第 35 条では、一定の要件を満たすことにより、授業担当教員及び学生に対して、対面授業のための著作物の複製や、教室に教員と学生がおり、かつインターネットでも授業が同時中継されるような授業での公衆送信は認められています。

一方で、今回本学が実施する同時双方向型授業での公衆送信は権利者の許諾が必要となっています。(オンデマンド型授業の場合でも同様に権利者の許諾が必要です。)* 1

* 1【注意】

2020年4月9日時点、新型コロナウイルス感染症の拡大という緊急事態を受けて、文化庁は2018年5月25日に改正された改正著作権法を当初予定より前倒しの4月末に施行すると発表しております。

改正著作権法が施行されるとオンライン授業での著作物の利用や対面授業の予習・復習用の資料のメールでの送信が著作権者の許諾なしに行うことができます。

※改正著作権法の施行で「授業目的公衆送信補償金制度」がスタートします。この制度は、学校の設置者が各分野の権利者団体で構成される「指定管理団体」に一括して補償金を支払うことで著作物を利用できるようになる、というのですが、4月6日(月)に、指定管理団体である「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」において、令和2年度に限り、補償金額を特例的に無償として認可申請を行うことが決定されています。

(2) 著作物を引用して利用する場合

著作権法第32条によると、以下の条件をすべて満たせば権利者の許諾を得ずに著作物を引用(例:講義資料の一部に他人の著作物を記載する)して利用することができます。

- ・すでに公表された著作物であること。
- ・講義のため著作物を引用する必然性があること。
- ・引用部分とそれ以外の部分が明瞭に区別できること。
(カギ括弧等を用いたり、フォントを変更するなどをし、引用部分とそれ以外が明瞭に区別されていることが必要です。)
- ・引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確であること
- ・引用される分量が必要最低限の範囲内であること
- ・出所が明示されていること
- ・改変しないこと

(3) 著作物の保護期間が満了している場合

また、著作権の保護期間が満了した場合においても著作物を利用することができます。

著作権の保護期間(著作権法第 51 条～第 54 条)

→原則として著作者の生存年間及びその死後 70 年間

<例外>

- ・無名・変名(周知の変名は除く)の著作物:公表後 70 年(死後 70 年経過が明らかであれば、その時点まで)
- ・団体名義の著作物:公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)
- ・映画の著作物:公表後 70 年(創作後 70 年以内に公表されなかったときは、創作後 70 年)

1.3. 現行法令上の規定(大学設置基準及び“メディア授業告示”)

オンライン授業の実施は大学設置基準においても認められております。また、平成 13 年文部科学省告示第51号(「メディア授業告示」)においても、その内容について通知されております。

【大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)(抄)】

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 略

【平成 13 年文部科学省告示第 51 号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件)(抄)】(メディア授業告示)

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

1.4. オンライン授業で修得可能な単位数の上限

卒業に必要な単位数のうち、オンライン授業により修得可能な単位数には上限が定められています。

○学部: 卒業に必要な単位数(124 単位以上)のうち、60 単位まで

○大学院: 設置基準上の定めなし

【大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)(抄)】

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2 略

3 略

4 略

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

1.5. 学修時間、授業期間について

オンライン授業の場合であっても、大学設置基準における以下の点を踏まえて授業を構成する必要があります。

- 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすること
- 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすること

また、各科目の授業期間について、これまで10週又は15週の期間において実施していたが、それ以外の授業期間で実施する場合においては必要な学修時間を確保する必要があります。具体的には補講授業の実施、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、必要な学修時間を確保する必要があります。

【大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)】

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

2. 同時双方向型オンライン授業の実施方法 (Zoom と kibaco を併用)

Zoom 及び kibaco についての詳しい説明は4月14日のガイダンス資料をご参照ください。

Zoom 等を用いて授業を行い、学生はリアルタイムで授業に参加します。また、kibaco を併用して資料や課題配布等を行います。

2.1. Zoom での授業実施方法について

本学では以下の2つのタイプの場合で実施可能です。

(1) A タイプ

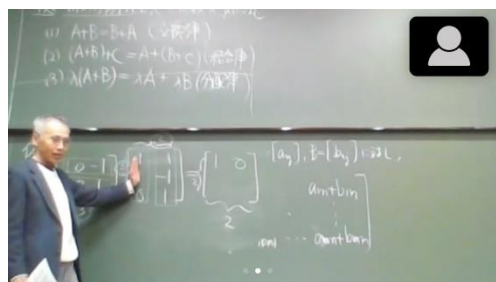
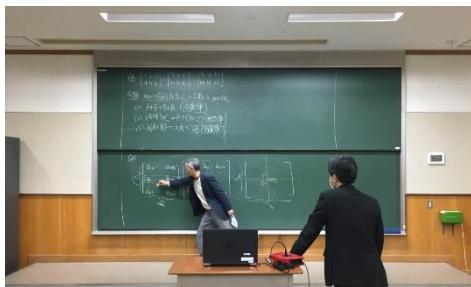
教室からリアルタイムで配信する授業になります。黒板やホワイトボードなどをカメラで映すことで対面授業と同様な形式での授業実施が可能です。

(2) B タイプ

自宅等からリアルタイムで配信する授業になります。Zoom 等を用いて、パワーポイントのスライドなどを共有しながら授業を実施することが可能です。

※雑音が入るカフェ等で撮影すると、受講する学生側では、教員の声が消えてしまったり聞こえにくくなったりします。また、マイクは空調の音も拾ってしまいますので、注意が必要です。なるべく静かな場所から中継してください。

A タイプ実施イメージ・・・授業実施風景(左)、学生の受講画面(右)



2.2. Zoom での授業実施で最低限必要なもの

- (1) パソコン等の授業実施デバイス
- (2) カメラ(パソコンに付属のカメラでも可)
- (3) マイク(パソコンに付属のマイクでも可)

※A タイプでの授業実施の場合は、(1)～(3)は大学で用意をする予定です。また、通信環境も大学で整えます。(学内 LAN または大学で用意するポケット WIFI を利用します。)

2.3. Zoom による授業の流れ

同時双方向型授業の実施のため、Zoom を大学で包括契約する予定です。(最大 500 名まで同時受講可能となる予定です。)

Zoom とは、パソコンやスマートフォンを使って、セミナーや会議をオンラインで開催するために開発されたアプリケーションです。使用する際のイメージとしては、対面式のセミナーや会議を開催する場合と同じです。

教員は、「授業を行うバーチャルな教室」を設定し、学生に招待 URL を送付します。招待 URL を受け取った学生は、(バーチャルな)教室に行き、授業に参加する、ということになります。

事前準備の大まかな流れは以下のとおりです。

【教員側】

- ① Zoom(<https://zoom.us/>)をインストールし、アカウントを取得します。
- ② 教室(ミーティングルーム)を作成して、教室の情報(URL)を学生に知らせます。
- ③ 教室(URL)に入り、授業を開始します。

②の学生に教室の情報(URL)を知らせる方法については、kibaco の「お知らせ」機能を使用し、「電子メールによる通知」を「する」にすると、「kibaco 内でのお知らせ」と「学生の大学メール」に通知することができます。

また、Zoom で授業を行う場合は、必ず時間割通りの時間内に開始・終了するようにしてください。

学生に事前(または事後)に講義資料を配布したい場合は、kibaco の資料配布機能を活用してください。

【学生側】

- ① Zoom をインストールします。
- ② 教室の情報(URL)を、kibaco で取得します。学生側は、アカウント取得は不要で、URL があれば授業に参加できます。(①を事前に行わなくても URL をクリックすると Zoom が自動でインストールされます。)
- ③ 教室(URL)に入り、授業に参加します。

2.4. Zoom で授業中にできること

- (1) 教員の画面を共有することができます。
- (2) 学生に手を挙げて発言をさせることができます。
- (3) ホワイトボード機能を使って、黒板に板書するイメージで授業をすることができます。
- (4) チャット機能を使って、質問、回答をすることができます。
- (5) チャット機能を使って、授業中に資料を配布することができます。
- (6) 投票機能を使って、多肢選択式の質問をすることができます。(有料アカウントのみ)
- (7) 授業の様子を録画することができます。(教員のみ。学生は教員が許可した場合のみ録画可能。)

【参考】

Zoom 等を使った授業の方法は、大阪大学の岩居弘樹先生(<https://zoom.les.cmc.osaka-u.ac.jp/>)がまとめてくださっています。また、九州大学の松永正樹先生(https://drive.google.com/file/d/1hNTRmQqChjopLb6xZtRUpKu_cJrzCEgf/view)や東京大学 大学総合教育センター(<https://utelecon.github.io/zoom/>)がとてもわかりやすいマニュアルを作ってくださいますので、ご参照ください。また、4月14日のオンライン授業ガイダンスのスライド資料、動画もウェブサイトにアップ次第、URL をお知らせいたします。

2.5. kibaco の活用について

kibaco には様々な機能がありますので、Zoom での授業に併せて活用ください。また、オンデマンド型授業のためのツールとしても活用できます。

- (1) 資料(動画 * 2を含む)のアップロードができます

kibaco で資料をアップロードする方法については首都大学東京 e ラーニングシステム kibaco 授業担当者向け操作マニュアル

(http://www.comp.tmu.ac.jp/e-learning/kibaco_guide.html) p44~p54 を参照ください。

(2) 課題、テスト/アンケートを出すことができます

学生が受講した講義内容について復習するような課題やテスト/アンケートを kibaco の課題機能、テスト/アンケート機能及びクリッカー機能(簡単な匿名アンケート)で実施することができます。

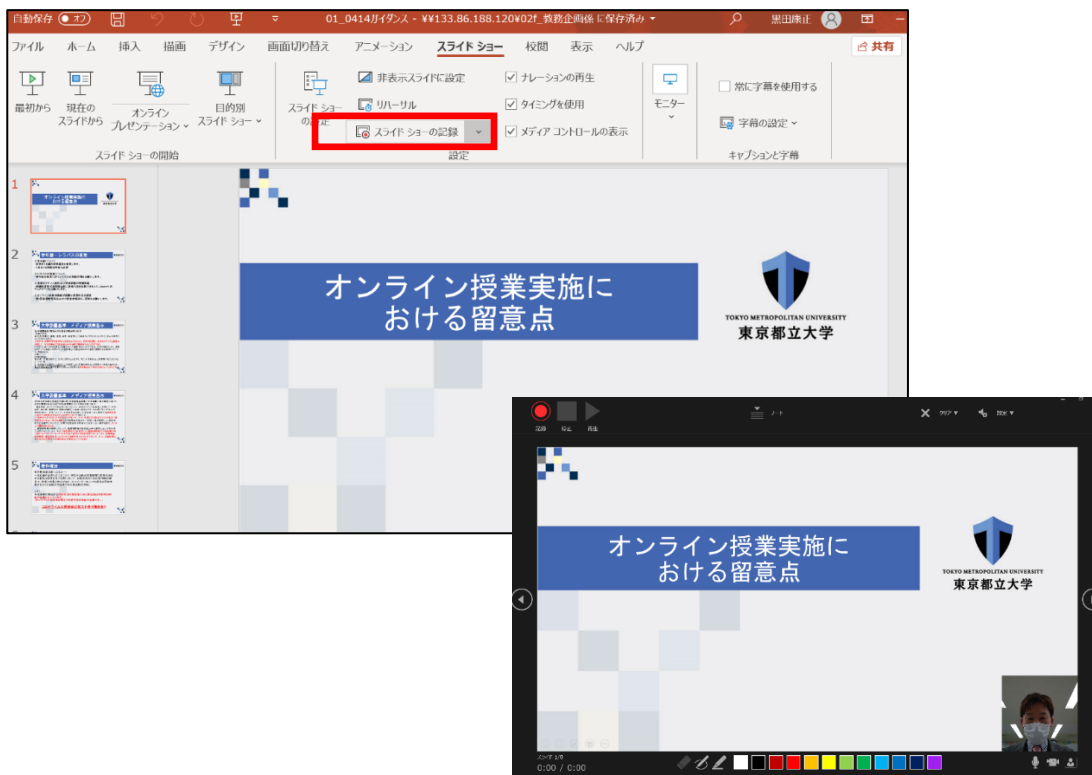
課題機能については首都大学東京 e ラーニングシステム kibaco 授業担当者向け操作マニュアル p55~p63、テスト/アンケート機能は p64~p84、クリッカー機能については p97~p102 を参照ください。また、テスト・アンケート機能の中にフィードバックを行える機能があり、簡単なテストを実施、それに対してフィードバックをして授業毎に指導を行うことができます。

(3) 意見交換課題を出すことができます

意見を共有する場所として、kibaco の掲示板に書く(記入者の名前を後ろに書く)方法が考えられます。また、授業に関する質問等も掲示板に書いてもらうこともできます。

* 2 パワーポイントのプレゼンテーションを録画して、動画として保存できます。

“スライドショーの記録”をクリックすると録画モードになり、録画を始めることができます。スライドへの書き込みも可能です。



“名前を付けて保存”から“MPEG-4 ビデオ”を選択すると動画として保存ができます。

また、パワーポイントのファイルでも学生がスライドショーの実行を行うことで講義の受講はできます。



3. オンライン授業づくりの留意点

【同時双方向型授業】

(1) 同時双方向型の講義形式の場合

- 学生が集中できる時間は、対面で行う講義よりも短くなります。学生の理解度を確認するために、課題を解かせる時間や休憩時間を設けるなどの集中力が持続できるような工夫が必要です。
- 音声聞き取りにくいと授業内容が理解できなくなるため、説明に抑揚を付け、ゆっくりと話してください。
- スマートフォン等、小さな画面を利用する学生も多数おりますので、画面共有する資料や黒板、ホワイトボードの文字は大きめにしてください。
- 学生はオンライン授業に慣れていないため、小テストやレポート等の課題の提出期限にはゆとりを持たせてください。
- 教員が、授業時間中、すべて話し続ける必要はありません。前述したとおり、学生の集中力を持続させるような工夫をすることで、教員の負担も軽減されます。

(2) ゼミ・アクティブラーニング形式の場合

- 多くの学生は、基本的に同時双方向型会議による授業（ゼミ形式）の経験はありません。話し合いにおいて、学生はどうしても身構えてしまいますので、授業開始前に自己紹介等を行い、少しずつ発言することで慣らしていくことが大切です。
- 自由に議論することは難しいので、話題を具体的に提示するなどの工夫も必要になります。
- 必要に応じて適宜、休憩を入れてください。

【オンデマンド型授業】

- 学生が見る講義映像等のコンテンツを意識的に分割することや、学生の理解度を確認するための課題を解かせる時間を設けるなど、集中力が持続できるような工夫が必要です。
- 講義資料に音声を入れる場合は、説明に抑揚を付け、ゆっくりと話してください。

4. 合理的配慮が必要な学生が履修している場合の対応について

学生の障がいの種類及び程度により、個別に配慮が必要となる場合があります。

合理的配慮が必要な学生が履修する授業につきましては、授業担当教員へ『合理的配慮を必要とする学生が履修する授業の実施について』という文書をお送りします。当該文書には、「学生の状況」、「適切な配慮」及び「授業全般の配慮・支援事項」等、個別の配慮について記載しています。

【授業全般の配慮・支援事項の例】

○映像教材を使用する場合

「映像教材を録画する際は、字幕も録画されるモード・方法で録画をしていただくようお願いいたします。」

○教員の話し方について

「可能な範囲で、ゆっくり、はっきりと話していただくと、当該学生が理解しやすくなります。指示語を多用せず、具体的に話してください。」

○資料について

「スライドのページ番号や図表の番号等を記載し、説明時に該当箇所が分かりやすいように作成してください。」

【連絡先】

(1) 合理的配慮を必要とする学生支援に関する事項

学長室庶務係 三田・田中(南大沢内線 1078) gakucho-shitsu@jmj.tmu.ac.jp

(2) 修学支援(全学共通科目・教職科目)に関する事項

教務課教務係 杉森・堤・河野(南大沢内線 2317) kyomu2@jmj.tmu.ac.jp

(3) 修学支援(専門教育科目)に関する事項

専門教育科目提供部局	内線	直通
人文社会学部教務係	南大沢 1116	042-677-2053
法学部教務係	南大沢 1516	042-677-2253
経済経営学部教務係	南大沢 1717	042-677-2303
理学部教務係	南大沢 3095	042-677-2444
都市環境学部教務係	南大沢 4023	042-677-2694
日野キャンパス学務課教務係	日野 2107	042-585-9611
荒川キャンパス学務課教務係	荒川 224	03-3819-7124

5. その他

○文部科学省（2007）平成十九年文部科学省告示第百十四号（平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07091103/002.htm

○制度・教育改革ワーキンググループ（第18回）配付資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryu/1409011.htm

○令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）（令和2年3月24日）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

○学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について（令和2年4月1日）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20200401-mxt_kouhou01-000004520_6.pdf

○大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について（通知）（令和2年4月6日）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_5_1.pdf

○新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92080101.html>

○著作物が自由に使える場合（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html

○著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）について（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

○授業目的公衆送信補償金に係る指定管理団体の指定について（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/1413647.html>

○「授業目的公衆送信補償金制度」補償金の「無償」での認可申請について（一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会）

https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/200406_ninkashinsei.pdf

○学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン

http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf

○Teaching Online@京大

<https://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/connect/teachingonline/>

○大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド（専修大学情報科学研究科）

<http://senshu-iis.jp/?p=1102>